

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後			現 行		
（機能）			（機能）		
<p>第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>			<p>第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>		
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分	内容	対象設備
一～六（略）			一～六（略）		
六の二 ルーテ イング 伝送機 能	一般収容 ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能	他の電気通信事業者 の電気通信設備を一 般第一種指定収容ル ータ（専らIP電話の 提供の用に供される ものを除く。）で接続 する場合における一 般第一種指定ルーテ 及び伝送路設備によ り通信の交換及び伝 送を行う機能（SIP サーバと連携して提 供するセッション制 御の機能を除く。）	六の二 ルーテ イング 伝送機 能	一般収容 ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能	他の電気通信事業者 の電気通信設備を一 般第一種指定収容ル ータ（専らIP電話の 提供の用に供される ものを除く。）で接続 する場合における一 般第一種指定ルーテ 及び伝送路設備によ り通信の交換及び伝 送を行う機能（SIP サーバと連携して提 供するセッション制 御の機能を除く。）
		一般第一種指定ルーテ 及び当該一般第一種指 定ルーテに係る伝送路 設備又はSIPサーバ			一般第一種指定ルーテ 及び当該一般第一種指 定ルーテに係る伝送路 設備又はSIPサーバ



六の三々十四 (略)		<p>別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）</p>
	<p>閉門交換機 接続ルータイン グ伝送機能</p>	<p>他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>一般第一種指定ルータ及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備、IP電話を提供するためにパケット交換網と固定電話網との間の接続制御を行うための装置及び符号等を変換するための装置並びにSIPサーバ</p>
	<p>(端末回線伝送機能等の接続料)</p> <p>第十七条 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能、一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能及び閉門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）、六の三の項、</p>		

六の三々十四 (略)		<p>一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>するためにパケット交換網と固定電話網との間の接続制御を行うための装置及び符号等を変換するための装置並びにSIPサーバ</p>
		<p>能</p>	
	<p>(端末回線伝送機能等の接続料)</p> <p>第十七条 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（閉門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする</p>		

七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 (略)

(一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料)

第十八条の二 第四条の表六の二の項(一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。

(一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料)

第十八条の三 第四条の表六の二の項(一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。)の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「事業者」という。)は、当分の間、第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、第四条の表六の二の項(一般収容ルータ優先パケット識別機能及び一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。)の機能を利用する電気通信事業者(事業者を除く。)ごとに当該機能(一)の実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

る。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 (略)